

領事メール（3月24日配信）

「安全情報」新型コロナウイルスに関する注意喚起 18

<ポイント>

●3月23日午後8時までのグアム政府発表によると、新たに実施していた新型コロナウイルス感染検査により2件の新たな感染者が確認されています。これにより、3月12日からグアム島内で認知された新型コロナウイルスの感染者数は29名となり、このうち1名の方が亡くなっております。

短期渡航者及び在留邦人の皆様におかれましては、引き続き感染防止のための行動を取って頂きますようお願いいたします。

新型コロナウイルスに関するグアム政府の報道発表は以下のグアム政府機関ホームページでご確認頂けます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

●日本政府は3月26日より、米国全域からの入国者（日本人を含む）に対する検疫強化を行うことを決定しました。措置内容の詳細については以下1.をご参照ください。

●グアム島での新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、日本とグアムを結ぶ航空便の大幅な減便や運休が相次いでいることや、グアム島内のみならず、日米両国において行動制限措置の強化が実施されている状況にあります。帰国予定のある短期渡航者の方又は、帰国を検討中の在留邦人の方については、必要な情報の収集に努めて頂き、帰国のタイミングについてご検討頂きますようお願いいたします。

●当館ホームページに、「当館領事窓口をご利用予定の皆様へのお願い」を掲載しております。当館への来館予定のある方は、必ずご一読下さい。

●在ハガツニャ総領事館のホームページでは、新型コロナウイルス関連情報を掲載しております。

<本文>

1. 日本政府による水際対策の強化について

日本政府は米国全域からの入国者（日本人を含む）に対する検疫強化措置を3月26日から行うことを決定しました。措置内容のポイントは以下のとおりです。

○日本人を含む米国全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所（自宅、宿泊施設等）で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請するこ

と。

○本措置は、日本時間 3 月 26 日（木）午前 0 時以降に米国を出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

また本措置の実施に伴い、厚生労働省は以下を呼びかけています。

米国から来航する航空機等で入国する方すべての方について、健康状態に異状のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で 14 日間待機し、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシー、国内線航空便などの公共交通機関を使用しないことを願います。このため、飛行機に乗る前に、以下について、確認をお願いします。

- （１）前記の要請がなされることを前提として、入国後の旅程に支障がないこと。
 - （２）入国前にご自身で入国後 14 日間の滞在先（特に、外国人の場合は、自宅がないので、宿泊施設）を確保していること。
 - （３）空港からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外）を確保していること。
- 帰国の際は空港から待機場所までの移動には、公共交通機関を利用できませんので、移動手段（自家用車、レンタカーなど）の確保を事前に行っていただく必要がありますので、ご留意願います。

本件措置の詳細については、以下の厚生労働省の連絡先にご照会ください。

・厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関する Q&A（随時更新される予定です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

- ・日本国内から：0120-565-653
- ・海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

2. 新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と症状は（１）発熱、（２）咳、（３）息切れです。こうした症状を自覚した場合、自己診断はせずに、医師による適切な診断を受けてください。なお、医療機関に行く際は、必ず電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無、症状について事前に伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。ホテル等に滞在されている方は、ホテル側に症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください

また、感染を防ぐ最善の方法は毎日の予防措置です。以下のような予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを 20 秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと

- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

3. グアム準州のルー・レオン・ゲレロ知事は、グアム島内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民生活の一部を制限する知事命令を出し、不要不急の外出を抑制するよう改めて市民に呼びかけています。在留邦人の皆様におかれましても、日々の感染予防を励行して頂くと共に、不要不急の外出は避け、自宅に留まるようお願いいたします。

4 その他の関連情報入手先

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・厚生労働省（日本語）
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・国立感染症研究所（日本語）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・グアム政府観光局（日本語ページ）
<https://www.visitguam.jp/articles/>
- ・米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）
<https://www.cdc.gov/>
- ・グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の8時～17時
電話：671-635-7447
- ・グアム保健局医療相談ホットライン（英語）
午前6時から午後10時まで
電話：671-480-7859
電話：671-480-6760／3
電話：671-480-7853